

監査報告書

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 郡 健二郎 殿

平成 27 年 9 月 7 日
公立大学法人名古屋市立大学

監事 中澤 政直

監事 宮崎 真

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの財務に関する状況について、改めて監査を実施しました。その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

公立大学法人名古屋市立大学の平成26年度(第9期)の財務諸表及び決算報告書の修正について、役員会に出席するなど関係者から報告を聴取するとともに、必要に応じて関係する職員から説明を受け、また、会計監査人から監査の方法の概要及び結果について報告及び説明を受けるとともに質疑応答を行うなどして、当該財務諸表及び決算報告書に関し検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状況、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、予算の区分にしたがって決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当と認めます。以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当公立大学法人が別途保管しております。